令和8年度下期ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定申請募集要項

1　趣旨

企業の人材確保や業務効率の向上をもたらし、勤労者に働く意欲や働きがいをもたらす「仕事と生活の調和」推進のため、仕事と生活の調和を実現する制度整備や、制度が活用されるための働き方の見直し、組織風土の醸成等に向けた取り組みを実施し、一定の成果を上げている企業・団体等を認定することにより、「仕事と生活の調和」推進のさらに持続的な取り組みを促し、社会的な機運の醸成を図ります。

2　申請対象団体

次のすべてに該当する企業・団体等とします。

(1) ひょうご仕事と生活センターの「仕事と生活の調和推進企業宣言」に登録されている。

(2) ひょうご仕事と生活の調和推進度企業自己診断の総合評価で星印が２つ以上であるとともに、次の基準を満たしていること。

①ⅠからⅣまでのすべての大指標で星印が二つ以上ある企業等

②上記①の星印が満たない企業等においては、「ひょうご仕事と生活の調和推進企業自己診断」のⅠからⅣのすべての項目に星印が一つ以上あり、加えて、独自性があり効果的な取り組みが認められる企業等

(3) 労働関係法令に関して申請時から過去３年に遡って重大な違反（当該事実が公表されているもの等）がなく、その他の法令上又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと。

(4) 常時雇用する労働者が原則 10 人以上であること。ただし、10 人未満の場合は、事前にセンターに相談すること。

3　認定機関

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会　ひょうご仕事と生活センター

4　認定によるメリット

(1) 兵庫県及びひょうご仕事と生活センターのホームページや広報誌等で企業名とその取り組みが広く周知されます。

(2) ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定ロゴマークを使用することができます。

(3) ハローワーク求人票や求人広告等に「ひょうご仕事と生活の調和推進認定企業」であることを記載でき、人材確保に効果があると考えられます。

(4) 提携する金融機関等（※１）において、優遇金利での融資、信用保証料の割引などの支援を受けることができます。

（※１みなと銀行、但馬銀行、兵庫県信用保証協会）

(5) 提携する宿泊施設（※２）において「ワーケーション」宿泊特別割引プランを利用することができます。（※２ひょうご憩の宿、グランドニッコー淡路）

(6) 県の他の認証制度や支援制度（※３）において優遇を得られる仕組みがあります。
（※３ひょうご産業 SDGs 認証事業、兵庫型奨学金返済支援制度）

５　認定申請企業の募集

認定にあたっては、認定申請企業を公募するものとし、応募にあたっては必要な書類を提出していただきます。

６　応募方法

(1)応募書類の入手

応募申請用紙等は、ひょうご仕事と生活センターのホームページから入手していただきます。

https://www.hyogo-wlb.jp/promotion/entry

(2)応募書類の作成・提出

下記の必要書類を作成していただきます。

① ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定の申請書（様式１）
② 労働関係法令等チェックリスト（様式１「申請書」の別紙１）
③ 「ワーク・ライフ・バランス WEB 自己診断システム認定・表彰申請用　診断結果」の写し
④ 自己診断システム（Ⅳ ＷＬＢ実現の実績数値）算定資料（様式２）
※申請書類提出後に申請内容について補足資料を提出いただく場合があります。

(3)応募書類の提出方法

上記(2)の必要書類に記入し、申請書を下記に提出してください。

〒650-0011　神戸市中央区下山手通６丁目 3-28　兵庫県中央労働センター1F
ひょうご仕事と生活センター　あて

※　応募された書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

７　審査

(1) ひょうご仕事と生活センターは、事前の書類審査（必要に応じて、ヒアリング調査を実施）等を経たのち、審査委員会での審査結果を踏まえ、認定応募企業の中から認定企業を決定します。

(2) 審査委員会での選考にあたっては、「ワーク・ライフ・バランスWEB 自己診断」の以

下の診断結果のⅠからⅣの 4 つの項目（以下「大指標」という）と、その大指標を構成する①から⑫の 12 項目（以下「小指標」）を基準として審査を行います。

Ⅰ 従業員のＷＬＢ実現を支援する制度が整備されている
①仕事と育児の両立
②仕事と介護の両立
③仕事と地域生活・自己生活との両立

Ⅱ ＷＬＢ関連制度が活用されるように、常に業務を見直し、効率的な働き方ができている
④個別業務内容の見直し
⑤業務体制の見直し
⑥職場環境の見直し

Ⅲ ＷＬＢを実現するための組織風土が浸透している
⑦基盤・体制作り
⑧継続・浸透の取り組み

Ⅳ ＷＬＢ実現の実績数値について
⑨年次有給休暇取得率
⑩総労働時間数
⑪女性管理職の登用率
⑫男女の勤続年数差率

(3) 認定審査結果は当該企業あてに通知します。

8 認定

(1) 認定はひょうご仕事と生活センター長名で行います。
(2) 認定の期間は、認定証の交付日から 3 年間とします。
(3) 認定期間満了後の更新については、別途基準・手続きを定めています。